

## 「阿波ふうどスペシャリスト」制度実施要領

### (目的)

第1条 この制度は、豊かな自然環境で育まれた県産食材をはじめとする「徳島の食」に共感し、応援していただける個人や店舗等を「阿波ふうどスペシャリスト」として認定し、徳島県（以下「県」という。）と連携して、その魅力を広く県内外に情報発信していくことにより、「徳島の食」の認知度向上及び消費拡大を図るとともに、本県の豊かな食に共感する「徳島ファン」を増やし、徳島への「人の流れ」を創出することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「徳島の食」とは、徳島県産農林水産物、徳島県産の原材料を使用している料理、又は歴史的・文化的に徳島県と関わりが深い加工食品及び郷土料理等をいう。

2 この要領において「阿波ふうどスペシャリスト」とは、「徳島の食」を応援し、県と連携して、その魅力を発信していく個人・店舗・法人・団体等をいう。

### (「阿波ふうどスペシャリスト アンバサダー」の設置)

第3条 徳島県知事（以下、「知事」という。）は、次の者に対し、「阿波ふうどスペシャリストアンバサダー」（以下「アンバサダー」という。）を委嘱する。

(1) 本県出身者又は本県とゆかりが深い著名な料理人等のうち、「徳島の食」の魅力を理解し、情報発信する機会を有し、アンバサダーとなるに相応しい者（旧とくしまブランド特使を含む。）

(2) その他、本県出身者又は本県とゆかりが深い著名人のうち、特に情報発信力の高い者。

2 アンバサダーは、次の任務を行うこととする。

(1) 県産品の積極的な活用やレシピ紹介

(2) 各種広報媒体を活用した情報発信

(3) 県の主催する行事への参加協力

(4) 県産品の消費拡大に対する意見、提言

(5) その他本県農林水産業の活性化を図る上で有効な活動

3 知事は、アンバサダーに対し、委嘱状を授与することにより委嘱する。

4 アンバサダーの任期は、県との協議により定める。

### (認定要件)

第4条 「阿波ふうどスペシャリスト」は、次の認定要件を満たすものとする。

(1) 個人・法人・団体等

徳島の豊かな食に共感し、応援したいという思いを持ち、「徳島の食」に関する情報を県に提供するとともに、自ら Facebook 等を活用して情報発信する機会を持つことができる個人・法人・団体等。

(2) 店舗

ア 飲食店

「徳島の食」を食材として積極的に活用し、その消費宣伝等も行う飲食店。

イ 販売店（旧とくしまブランド協力店を含む。）

「徳島の食」を商品として積極的に販売し、その消費宣伝等も行う販売店。

- 2 前項第2号のアのうち、県内に所在する店舗において「徳島の食」を調理し、提供しているものを「阿波ふうど繁盛店」として認定するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、認定の対象としない。
  - (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
  - (2) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有すると認められるとき
  - (3) 政治・宗教活動を目的としていると認められるとき
  - (4) その他、「阿波ふうどスペシャリスト」審査会（以下、審査会という。）において、認定することが適当でないと認めたとき

（活動内容）

第5条 「阿波ふうどスペシャリスト」は、県が Facebook のグループ機能で開設したページ（以下、「グループページ」という。）等を活用し、次のとおり情報提供等の活動を行うこととする。

(1) 個人・法人・団体等

ア 県に対し、旬の県産食材の情報、県産食材を使ったレシピ情報等「徳島の食」に関する情報の提供

イ 自ら Facebook 等を活用した「徳島の食」に関する情報の発信

(2) 店舗

ア 県産食材を活用した料理や県に関連する料理の提供、又は県産食材の積極的な販売

イ 県が提供する県産品 PR 資材の設置及び県産品の使用についてメニュー等への積極的な表示

ウ 県に対し、県産品を活用した料理に関する情報や、徳島フェアの情報等を提供

エ 県が実施するキャンペーンなどの販促活動への協力

（報酬）

第6条 「阿波ふうどスペシャリスト」の活動に対する報酬は、原則として、無償とする。ただし、催しの出演料等については、別途協議する。

（県の支援）

第7条 県は、「阿波ふうどスペシャリスト」からグループページ等により提供された情報を取りまとめ、県公式 SNS やホームページ等により積極的に情報発信を行う。

2 県は、グループページを活用し、「阿波ふうどスペシャリスト」間で情報交換ができる場を提供する。

3 県は、県が作成する PR 資材を予算の範囲内において無償で提供する。

（情報提供者の氏名の表示）

第8条 県は、「阿波ふうどスペシャリスト」から提供された情報を県公式 SNS 等に掲載する際は、原則として、その情報提供者の氏名を表示するものとする。

(情報提供者の顕彰等)

第9条 県は、情報提供者のうち次の者について、県公式 SNS 等において情報提供者の氏名を公表して顕彰し、県産食材等を提供することができる。

- (1) 県公式 SNS 等において、期間等を定めて投稿テーマを決定し、そのテーマに沿って掲載された記事の中で、反響がよかった記事の情報提供者
  - (2) 県公式 SNS 等において、年間を通じて特に反響がよかった記事の情報提供者
- 2 「阿波ふうどスペシャリスト」のうち、アンバサダー及び特に知名度の高い芸能人等については、顕彰等の対象外とする。

(「阿波ふうどスペシャリスト」の申込)

第10条 「阿波ふうどスペシャリスト(「阿波ふうど繁盛店」を除く。)」の認定を受けようとする者は、阿波ふうどスペシャリスト申込書(様式第1号、第2号、第3号)を知事に提出するものとする。また、個人・法人・団体等として申し込む場合は、Facebook のアカウントを取得することを推奨する。

2 「阿波ふうど繁盛店」の認定を受けようとする者は、阿波ふうど繁盛店申込書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

ただし、ホテル又は旅館の館内で営業しており、単独の店舗名がつけられている飲食店は、店舗ごとに申し込むものとする。

(現状確認)

第11条 県は、飲食店・販売店等に対し、「阿波ふうどスペシャリスト」の申込時及び認定後に、必要に応じて、本制度に関する現状確認を行うものとする。

ただし、当該飲食店・販売店等が、次の各号のいずれかの店舗に登録されている場合は、現状確認を省略することができるものとする。

- (1) 地産地消協力店
- (2) 阿波尾鶏指定料理店
- (3) 徳島の魚取扱店
- (4) うまいよ!ジビエ料理店

(審査・認定)

第12条 知事は、第10条の申込があったときは、別途設置する審査会において審査を行い、認定の可否を決定するものとする。

ただし、個人・法人・団体等又は前条第1項の各号のいずれかに登録されている店舗から申込があった場合は、審査会における審査を省略することができるものとする。

2 知事は、前項に基づく審査結果について、阿波ふうどスペシャリスト(繁盛店)認定審査結果通知書(様式第5号)により、申込者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定をした申込者に対し、阿波ふうどスペシャリスト認定証(様式第6号)又は阿波ふうど繁盛店認定証(様式第7号)を交付するものとする。

(認定の辞退)

第13条 認定を受けた者は、廃業等により認定を辞退するときは、認定辞退届(様式第8号)により、知事に届けるものとする。

(認定取消)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定辞退届が提出されたとき
- (2) 認定された店舗の所在地での営業が終了したとき
- (3) 認定要件から逸脱したとき
- (4) その他認定を取り消す重大な事由が生じたとき

2 知事は、前項により認定を取り消したときは、当該者に対して認定取消通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

(登録事項の変更)

第15条 認定を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届(様式第10号)により、知事に届けるものとする。

(認定期間及び期間の更新)

第16条 「阿波ふうどスペシャリスト」の認定期間は、制度開始初年度については、平成29年3月31日までとし、翌年度以降は、認定証交付の日から翌年3月31日までとする。

ただし、認定期間満了後については、第14条に基づく認定取消に該当しない場合は、毎年、自動更新するものとする。

(個人情報等の保護)

第17条 「阿波ふうどスペシャリスト」の個人情報の取扱いについては、徳島県個人情報保護条例に従い、取り扱うものとする。

(情報管理等)

第18条 第三者が「阿波ふうどスペシャリスト」の情報を利用したことによるトラブル等については、「阿波ふうどスペシャリスト」において必要な措置を講じ解決するものとし、県は責任を一切負わない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年1月25日から施行する。

2 一部改正 平成29年3月27日

3 一部改正 令和元年7月1日

4 一部改正 令和2年4月1日

5 一部改正 令和3年11月1日

6 一部改正 令和6年1月5日

7 一部改正 令和8年4月1日